

第 1 章 総 則

(名称と事務局)

第 1 条 本会は、寝屋川市立中央小学校 PTA と称し、事務局を寝屋川市立中央小学校内におきます。

(目的)

第 2 条 本会の目的は、父母またはこれに代わる者（以下、父母を含めて保護者と言います。）と学校教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における子どもの福祉と健全な成長を図ることを目的とし、会員相互の親睦を図り、民主教育を推進します。

(基本方針と活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の基本方針に則り会務を遂行します。

- 1 教育の本旨とする民主的団体として活動します。
- 2 本会は、厳密な教育団体であり、特定の政党や宗教等に偏らず、また営利のみを目的とする行為は行いません。
- 3 本会は、自主独立のものであって他のいかなる団体の支配や干渉も受けません。
- 4 児童憲章の精神に則り、児童の福祉のため他の社会的団体との協力を惜しみません。
- 5 学校教職員並びに市教育関係者と教育上の問題について討議するなどし、また、その活動を助けるために本会の意見・希望を具申かつ要求します。
- 6 学校の管理や人事には干渉しません。
- 7 本会は、目的を達成するために必要な経費を得るために適当な事業を行う場合があります。

第 2 章 会 員

(会員資格)

第 4 条 本会は、本校に在籍する児童の保護者及び学校に勤務する校長を初めとする教職員で、本会の趣旨に賛同し、規定の会費を納めた人は、会員となります。

(権利と義務)

第 5 条 会員は、すべて本会の役員になること及び総会に出席して動議を提出することができます。

ただし、校長、教頭は役員になれませんが、各種の会合に出席して意見を述べることができます。

- 2 会員は、所定の会費を納めなければなりません。

第 3 章 会 計

(経費の財源)

第 6 条 本会の経費は会費及び寄付金で支弁し、総会において承認された予算に基づいて行われます。

(会費)

第 7 条 1 会員は、1 口につき月額 2 0 0 円とし、父母各々 1 口とします。

(会計年度)

第 8 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 3 1 日に終わるものとします。

(決算)

第 9 条 本会の決算は、会計監査を経て総会で承認を得なければなりません。

(会計帳簿の公開)

第 10 条 本会の会計帳簿は、会員の要請があれば、いつでも公開するものとします。

(会計監査)

第 11 条 会計監査は、前期と後期に会計監査委員会がこれを行い、総会においてその結果を報告します。

第 4 章 役 員

(役員)

第 12 条 本会の役員は次の通りとします。

- 1 会 長 1 名 (保護者)
- 2 副会長 若干名 (保護者)
- 3 書 記 2 名 (保護者、教職員)
- 4 会 計 2 名 (保護者、教職員)

(任期等)

第 13 条 役員任期は、会計年度の 1 年とします。

ただし、再任を妨げません。

- 2 役員に欠員が生じたときは、実行委員会の承認を得て補充するものとします。この場合の任期は、前任者の残留期間とします。

(役務)

第14条 役員の役務は次の通りとします。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、必要に応じて実行委員会等を召集し、運営について審議調整等を行います。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在、または、支障があるときは、会長の役務を代行します。
- 3 書記は、本会の諸会合の通知および議事の記録、文章の処理その他庶務等を行います。
- 4 会計は、本会の会計事務を担当し、金銭の収入支出を正確に記録するとともに、必要に応じて会計報告を行います。

第5章 機 関

(設置機関)

第15条 本会に次の機関をおくものとします。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 実行委員会
- 4 常任委員会
- 5 特別委員会

(総会と議長)

第16条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関であり、会長がこれを召集します。

- 2 総会の議長は、総会出席者の中より選出するものとし、役員は除くものとします。

(臨時総会)

第17条 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の要求があった場合に、PTA会長はこれを召集しなければなりません。

なお、議長の選出は、前条と同じです。

(総会の議題、召集と通知等)

第18条 総会は、年2回、年度初めと年度末に開催し、次の事項を決議、または承認するものとし、総会を開会するには、事前にその日時場所及び議題を通知するものとします。

- 1 事業報告、会計監査を経た本年度決算報告
- 2 事業計画及び予算案
- 3 役員
- 4 その他必要事項

(定足数と議決)

第 19 条 総会は、会員の 5 分の 1 以上（委任状を含みます。）の出席者をもって成立し、議決は、出席者の過半数の同意を必要とします。

第 6 章 実行委員会

(構成)

第 20 条 実行委員会は、役員・各常任委員会の委員及び P T A 会長が指名する会員並びに校長、教頭及び関係教職員で構成するものとします。

(役務)

第 21 条 実行委員会の役務は、次のとおりとします。

- 1 総会で決議された事業の執行
- 2 総会に提出する議案の作成
- 3 常任委員会相互の連絡調整
- 4 特別委員会の設置
- 5 臨時総会の開催、その他本会の運営に必要と認めた事項等

(召集と通知)

第 22 条 実行委員会は、あらかじめ定めた月 1 回開催し、また必要に応じて、会長がこれを召集するものとします。

- 2 実行委員会を開催するには、事前に日時場所と議題を通知するものとなりますが、急を要する場合は、この限りではありません。
- 3 実行委員会を構成する委員の 3 分の 1 以上の要請があったときは、会長は、実行委員会を召集するものとします。

(定足数と議決)

第 23 条 実行委員会は委員の 2 分の 1 以上の出席で会議を開き、出席委員の 3 分の 2 以上
の賛成を得て議決するものとします。

第 7 章 委員会

(種類)

第 24 条 委員会には、次の会を設置するものとします。

- 1 会計監査委員会
- 2 常任委員会
- 3 選挙管理委員会
- 4 役員候補者推薦委員会
- 5 特別委員会

(会計監査委員会)

第 25 条 会計監査委員は、役員候補者推薦委員会より推薦され、総会の承認を得るものとします。会計監査委員は、他の役員や委員を兼ねることはできません。

2 会計監査委員会は、3名をもって構成し、委員長は監査委員の互選で決定するものとします。

3 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告するものとします。

(常任委員会)

第 26 条 常任委員会として、学年委員会、地区委員会、広報委員会、保健体育委員会、成人教育委員会を置くものとします。

(常任委員会の構成等)

第 27 条 学年委員会は、その学年の各学級において互選された保護者2名までと学級担任をもって構成し、委員長は、学年委員の互選で決定するものとします。

2 地区委員会は、各地区において互選された委員をもって構成し、委員長は、地区委員の互選で決定するものとします。

3 その他の常任委員会は、委員長と委員若干名をもって構成するものとします。

(常任委員長と委員の委嘱)

第 28 条 学年委員会の委員長及び委員は、前条第1項により、互選された者を会長が委嘱するものとします。

2 地区委員会の委員長及び委員は、前条第2項により、互選された者を会長が委嘱するものとします。

3 その他の常任委員会の委員長は、役員の同意を得て、会長が委嘱するものとします。

(選挙管理委員会と委員の選出)

第 29 条 選挙管理委員会は、実行委員の数名をもって構成し、次期役員及び会計監査委員の選挙事務を処理するものとします。

2 選挙管理委員会の委員は実行委員の互選による若干名と教職員の代表1名とします。

3 選挙管理委員の任期は、次期役員選挙が終了したときとします。

(役員候補者推薦委員会)

第 30 条 役員候補者推薦委員会は、各地区代表及び教員により選出された1名をもって構成

成し、次期役員及び会計監査委員を推薦するものとします。

2 役員候補者推薦委員の任期は、次期役員選挙が終了したときとします。

(委員会の召集等)

第 31 条 第 24 条の 1 から 4 に掲げる委員会の召集は、当該委員会の委員長が必要と認めたとし、会長の承認を得て、召集するものとします。

- 2 当該委員の過半数の要請があったときは、委員長は会長にその旨報告して、委員会を召集することができます。

(特別委員会)

第 32 条 特別の目的を遂行するため、実行委員会等が、特に必要と認められたときは、実行委員会の決定により、特別委員会を設けることができます。

- 2 当該委員の定数は、その都度決定し、委員長は委員の互選により、決定するものとします。
- 3 特別委員会は、当該目的を達成したとき、または任務を完了したときは、校長、会長等にその旨文書等で連絡の上、解散するものとします。

(常任委員会の任期等)

第 33 条 常任委員会の任期は、その年度とします。

ただし、再任を妨げません。

- 2 委員に欠員が生じたときは、常任委員会の承認を得て補充するものとします。この場合の任期は、前任者の残留期間とします。

(常任委員会の役務)

第 34 条 常任委員会の役務は次のとおりとします。

1 学年委員会

学級及び学年の保護者と担任、学校との連絡調整をとり、教育環境の充実に努めるとともに、学年の事務及び行事に協力、参加する他保護者相互の学習や教養を高めるための活動を行います。

2 地区委員会

地区の教育環境に留意し、校外における児童の保護善導に努めるとともに、会員相互の連携を図ります。

3 広報委員会

広報活動を通して、会員相互の理解の向上を図ります。また、PTA活動を学校以外にも発信し、その取り組み等を紹介します。

4 保健体育委員会

保健衛生や学校給食、食育に関する事項に関心を持ち、その維持の他問題があった場合の提議等を図り、児童や会員の体力や健康の向上に協力します。

5 成人教育委員会

生涯教育に関心を持ち、保護者参加型のイベント、研究会等をとおして会員の教養を高める他地域における社会教育の向上に協力します。

第 8 章 集 会

(種類)

第 35 条 集会は、全委員集会と学年集会とします。

(全委員集会)

第 36 条 全委員集会は、急を要する問題等の解決に向けて設置する集会とし、協議するものとし、

- 2 全委員集会は各常任委員その他各種委員会（特別委員会を除きます。）の委員をもって構成し、全委員の 3 分の 1 以上の出席によって、全委員集会として成立するものとし、

(学年集会)

第 37 条 学年集会は学年の委員全員と担任の集会であって、その学年における問題等に関

し、協議するものとし、

(召集と通知)

第 38 条 全委員集会は、会長がこれを召集し、学年集会は、会長の承認を得て、学年委員長が召集するものとし、

- 2 当該集会を開くには、事前にその日時と場所及び議題を通知するものとし、
ただし、緊急止むを得ないときや学年委員長が不在の他支障がある場合は、会長の他役員等が関係する会員等からその意見を聴き、開会の必要性の有無を客観的かつ迅速に検討した上、必要があると判断した場合は、会長が適時に、召集するものとし、

第 9 章 その他

(個人情報の適切な管理など)

第 39 条 P T A 活動において、知り得た個人情報については、法令等に基づき、適切に管理するものとし、P T A 活動以外のことに利用することはできません。

また、当該情報を記録したパーソナルコンピューターや記録媒体等には、必ずパスワード等を設定し、誰もが自由に閲覧できないようにする他その保管・管理に関しても役員は、細心の注意を払わなければなりません。

(報道関係)

第 40 条 報道機関等から P T A 役員に対し、学校で起きた事案に関して取材等があった場合は、学校関係者と連携して対応するなどし、その言動には充分配慮するものとし、

第 10 章 規約の改正

第 41 条 この規約は総会において出席者の 3分の2以上の賛成を得て、改正することができます。

第 11 章 顧問

第 42 条 本会は、実行委員会の同意を得て、顧問をおくことができます。

- 1 顧問は、前役員が対象となります。
- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、実行委員会で意見を述べるすることができます。
- 3 顧問料等は、支払わないものとします。

附 則

1. 本規約は昭和 42 年 4 月より施行する。
2. 昭和 46 年 5 月 21 日一部改正
3. 昭和 48 年 4 月 25 日一部改正
4. 昭和 59 年 3 月 11 日一部改正
5. 昭和 62 年 1 月 20 日一部改正
6. 平成 3 年 3 月 6 日一部改正
7. 平成 10 年 3 月 9 日一部改正
8. 平成 18 年 3 月 3 日一部改正
9. 平成 18 年 5 月 19 日一部改正
10. 平成 25 年 5 月 18 日一部改正
11. 平成 26 年 5 月 24 日全面改正

役員選挙並びに委員委嘱に対する細則

第1条 推薦委員会は規約で定める人数以上の役員及び会計監査委員の候補者を推薦し、3月末日迄に選挙管理委員会に届け出なければなりません。

第2条 会員は会員15名以上の推薦者をもって、役員候補者として、立候補することができます。

2 前項の候補者は、候補者及び推薦者の連名で所定の期日迄に選挙管理委員会に届け出なければなりません。

第3条 選挙管理委員会は、前1条、前2条の届け出を受けたときは、事前に会員に通知しなければなりません。

第4条 役員は、選挙総会で無記名投票により、多数決で決定されます。但し、候補者の数が役員の各地位につき、定数の場合は、無投票により決定することができます。

第5条 各地区より地区長1名を委嘱するものとします。

第6条 活動委員会（広報委員会・保健体育委員会・成人教育委員会）の委員は、各地区より原則一名を委嘱するものとします。